

上田長野地域水道事業の広域化の取組について



四ツ屋浄水場



諏訪形浄水場



長野市

千曲市

坂城町

上田市



坂城町
浄水場



染屋浄水場

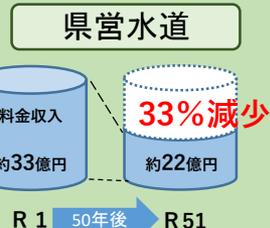
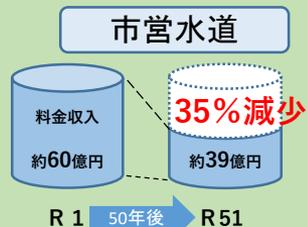
長野市上下水道局

1 水道事業における課題

将来予測から見える課題には次のようなものがあります。

課題 1

人口減少などにより、料金収入が大幅に減少



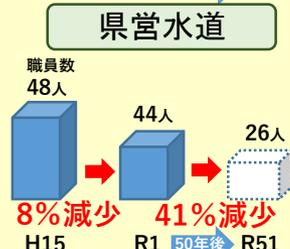
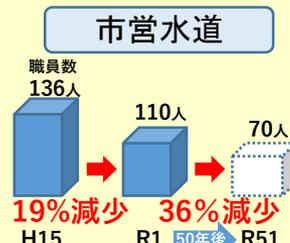
課題 2

施設の老朽化などにより、維持管理や更新に膨大な費用が必要



課題 3

水道事業を支える 人材不足



課題 4

近年多発する大規模災害時などの緊急時の対応が必要(危機管理対策)



最近の大規模断水の事例
和歌山市:老朽水道橋の落下
6万戸断水
静岡市:台風災害
6.3万戸断水

2 広域化（広域連携）の検討

水道事業が抱えるこれらの課題に対し、独立採算により健全経営を維持するには、水道料金の大幅な値上げと水道事業に係る経費の相当な削減が必要となります。

このため、上田長野間の4つの水道事業体（右図）が広域化（広域連携）することで、高低差を利用した自然流下による水道水の運用とスケールメリットを活かし、将来の水道料金の値上げを抑制し、経費の削減を図り、基盤を強化することができないか検討しています。

長野市営水道

(約27万人)

千曲市営水道

(約0.7万人)

県営水道

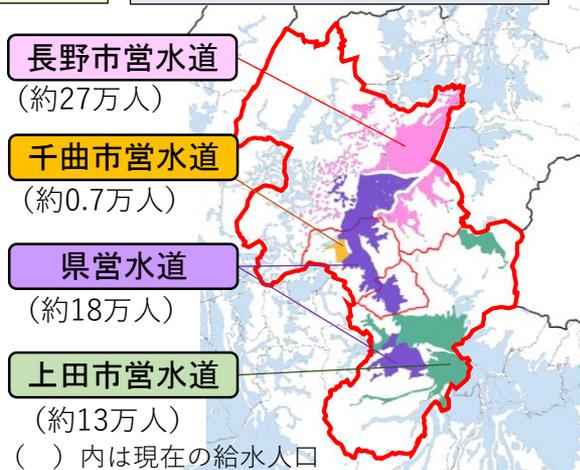
(約18万人)

上田市営水道

(約13万人)

() 内は現在の給水人口

広域化を検討している区域（全体で約59万人）



3 広域化（事業の統合）による効果

- 1 長野市上下水道局単体で事業を継続していくよりも、経費の削減、災害時の対応強化、必要な人材の確保を図ることができ、より水道の基盤を強化することができます。



水道事業に携わる専門人材の育成・確保ができるようになります



将来

水道料金の値上げの幅を小さくし、将来を担う世代の負担を減らします



配水池



浄水場

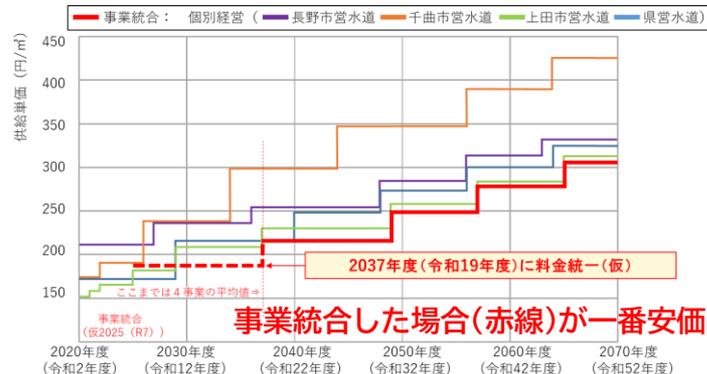
国の財政支援により、配水池や浄水場、水道管などの水道設備の更新や耐震化が進みます



送水管の二重化
千曲川の右岸に国の補助金を活用し、新たに送水管（赤線）を整備することで緊急時でも水道水が供給できるようになります

- 2 国からの財政支援が得られることや、事業規模の拡大による経営の効率化が図られることにより、将来の水道料金の値上げを抑制することができます。

財政シミュレーション（供給単価）



事業体別	50年間の削減効果
市営水道	361億円
県営水道（上田市～長野市）	192億円
長野市全体 市営水道＋県営水道	467億円

（上田長野間全体の効果削減額 669億円）

467億円の効果は、経営面からすると年間9億円以上の経費削減した場合と同等となります。

（上田長野地域水道事業広域化研究会報告書（令和4年3月公表）より）

4 効果と課題（まとめ）

広域化（事業の統合）することで以下の効果と課題があることが示されました。

- ・国の財政支援の活用や経費削減により、水道料金の値上げが抑制できます。
- ・送水管の二重化などの整備により、上田長野間の地域全体で緊急時の対応がより強化され、災害時などの非常時に備えることができます。
- ・一定規模の職員を確保することで、専門人材の確保・育成や危機管理体制の強化を図ることができます。
- ・一方で、広域化した場合の課題としては、お客様窓口を集約した場合にサービスの低下を招いたり、下水道事業を分離することで業務効率が低下したり、各自治体の意向が反映されづらくなるとも言われています。今後、それらを補う対策を検討します。

5 市民説明会開催状況

「上田長野地域水道事業広域化研究会」による財政シミュレーション検討結果等について、昨年度、市民説明会を開催したが、参加者が少なかったことから、今年度、一層の理解促進を図り、水道利用者の視点から事業の広域化について意見を伺うため、会場を増やし、20会場で実施した。

開催日	会場	参加者	開催日	会場	参加者
8月20日	生涯学習センター	7	9月12日	豊野公民館	11
(8月21日) 10月25日	信州新町公民館	7	9月14日	若穂公民館	4
8月23日	吉田公民館	8	9月16日	芹田公民館	13
8月25日	中条交流センター	11	9月19日	大豆島公民館	3
8月28日	戸隠公民館	16	9月21日	安茂里公民館	11
8月29日	松代公民館	5	9月26日	篠ノ井交流センター	12
8月31日	浅川公民館	20	9月27日	古牧公民館	5
9月5日	柳原交流センター	4	10月3日	三輪公民館	10
9月7日	更北公民館	8	10月4日	朝陽公民館	2
9月9日	川中島町公民館	12	10月5日	若槻公民館	9
				合計	178名

※ 参 考

説明会
 長野市 R4 住民自治協議会役員説明会 6/17~10/12 27会場 598人、市民説明会 11/20~29 4会場 51人
 上田市 R4 地域協議会 9/15~27 5会場 85人、R5 市民説明会 8/1~9/24 9会場 155人
 千曲市 R4 自治会長 9/28~30 4会場 55人、市民説明会 10/22~11/6 5会場 27人、R5 市民説明会 6/27~7/13 8会場 42人
 坂城町 R4 町民説明会48人

6 市民アンケート結果

●対象 18歳以上の市民 6,000人（無作為抽出）

●期間 10月17日 ~ 10月31日

●設問 20問（水道事業について他 13問、広域化について 7問）

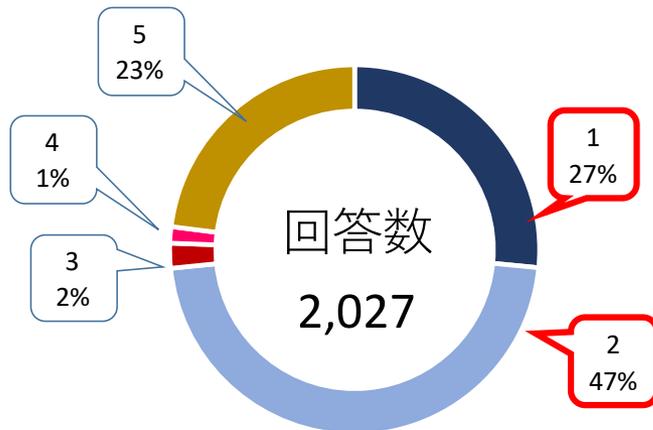
*広域化の説明資料（計20ページ）を同封、Youtube説明動画のQRコードも周知

●回答 2,046件（有効数） 34.1%（有効回答率）

●結果

取り組むべき どちらかといえば取り組むべき	どちらかといえば取り組むべきでない 取り組むべきではない	なんとも言えない わからない
74%	3%	23%

水道事業広域化に対してどのように考えますか？（1つお選びください）

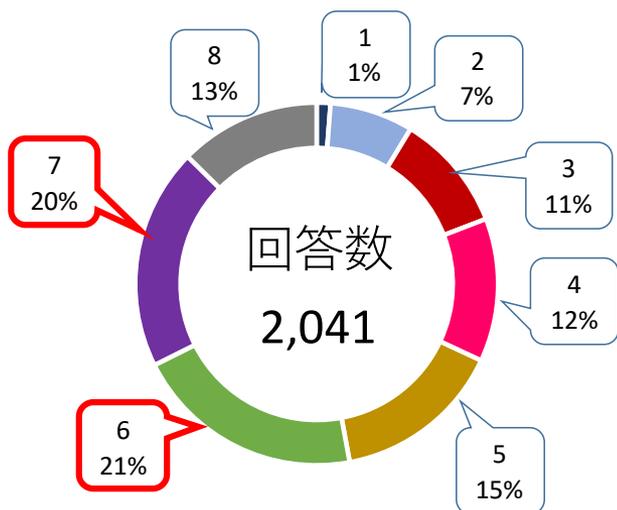


1. 取り組むべき	538
2. どちらかといえば取り組むべき	950
3. どちらかといえば取り組むべきでない	44
4. 取り組むべきではない	29
5. なんとも言えない、わからない	466

※本設問への回答の無記入等を集計から除外しているため、全体回答数とは一致しない

年代別分析

年代を教えてください。

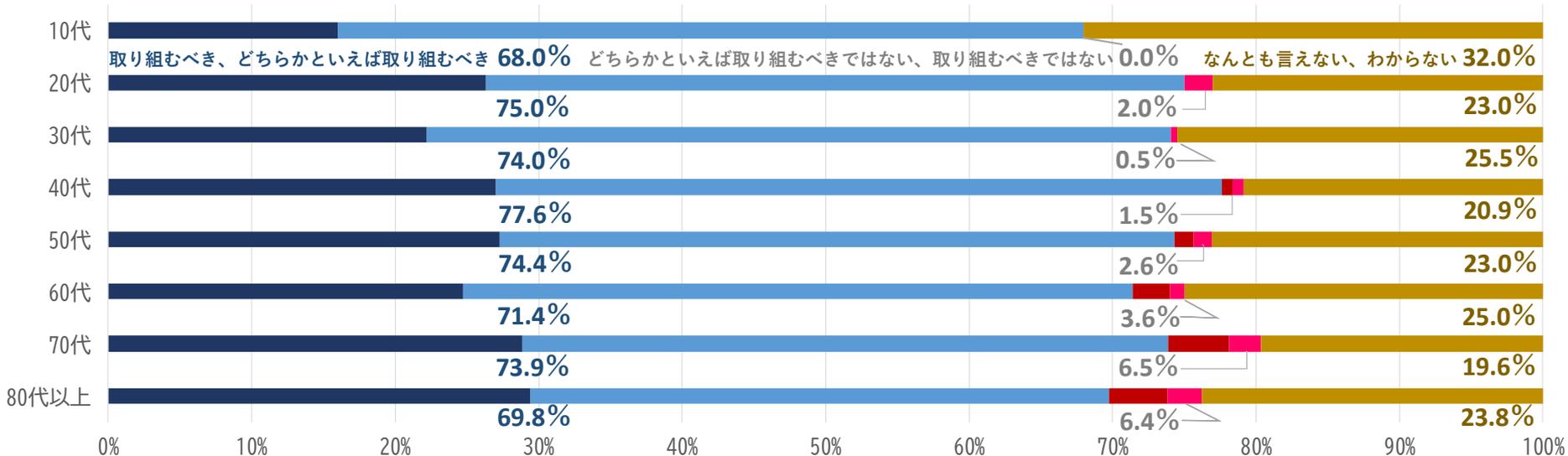


1. 10代	25
2. 20代	152
3. 30代	214
4. 40代	261
5. 50代	309
6. 60代	419
7. 70代	404
8. 80代以上	257

※本設問への回答の無記入等を集計から除外しているため、全体回答数とは一致しない

10代～20代	30代～40代	50代～60代	70代以上
8%	23%	36%	33%

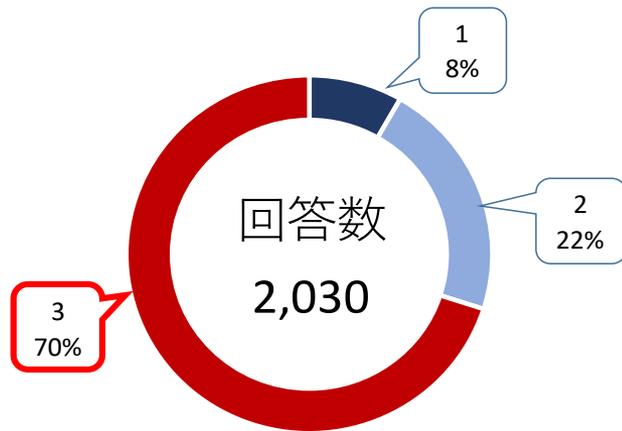
水道事業広域化に対してどのように考えますか？（年代別回答）



■1. 取り組むべき ■2. どちらかといえば取り組むべき ■3. どちらかといえば取り組むべきでない ■4. 取り組むべきではない ■5. なんとも言えない、わからない

● 広域化への理解

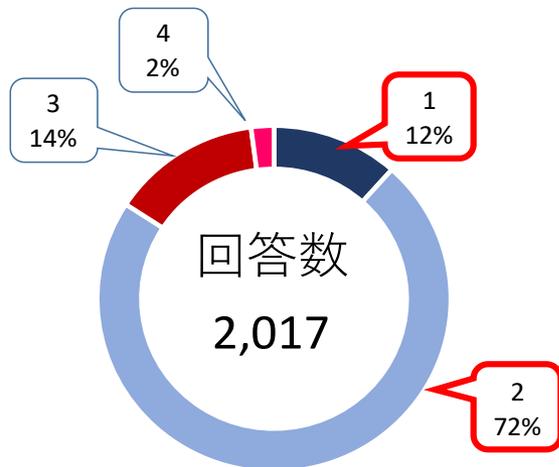
問14の課題の解決に向け、水道基盤強化のため国が水道事業の広域化を推進しており、長野市も千曲市、坂城町、上田市、長野県企業局と水道事業の広域化を検討していることを知っていましたか？（1つお選びください）



1. 知っていた	168
2. 何となく知っていた、聞いたことはあった	440
3. 知らなかった	1,422

※本設問への回答の無記入等を集計から除外しているため、全体回答数とは一致しない

添付資料についてご理解いただけましたか？（1つお選びください）



01. よくわかった	234
02. だいたいわかった	1,464
03. あまりわからなかった	277
04. わからなかった	42

※本設問への回答の無記入等を集計から除外しているため、全体回答数とは一致しない

7 広域化に向けた取組

○ 長野市上下水道局の取組

- ・ 市民説明会開催

令和4年度	11月20日から11月29日	4会場で実施 (51人)
令和5年度	8月20日から10月25日	20会場で実施 (178人)
- ・ チラシ全戸配布

広域化の取組を説明した「水道の将来をみんなで考えてみませんか」を令和4年11月に広報ながのと同時配布
- ・ 市民アンケート調査

令和5年10月17日から10月31日	水道事業広域化に対し、取り組むべき・どちらかといえば取り組むべきが74% (2,046件)
--------------------	---

○ 上田長野地域水道事業広域化研究会の取組

研究会6回、幹事会69回 開催 (令和5年度 研究会1回、幹事会18回)

- ・ 第6回 研究会 開催 令和5年10月18日

今後の取組

- 事業統合に向けた検討を進めるため、広域化を実施する場合の運営体制、事業経営や施設整備計画、財政シミュレーション等の詳細についての研究検討、住民理解の促進等に引き続き取り組むことが必要
- 取り組みを進める上で、更に踏み込んで具体の検討などを行うため、専門の組織を設けることを含めて協議を進める

・ シンポジウム開催

- 上田長野地域水道事業広域化に関するシンポジウム 令和3年11月17日 (383人)
講演・基調講演・経過報告・パネルディスカッション
- 水道の未来を考えるシンポジウム 令和5年11月3日 (151人)
特別講演・基調講演・対談・経過報告・パネルディスカッション

8 構成団体による任意協議会設立

・ 市民説明会の意見

多くの意見を頂いた。主な意見は、広域化は人口減少でも安心安全な水を確保するのに必要である。水道料金の値上げ抑制ができ、人材の確保・育成がしやすくなる。明確な反対意見はなかったが、広域化が民営化につながる。窓口の集約化や下水道の分離によりサービス低下につながる。

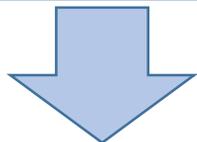
・ 市民アンケート結果

「取り組むべき」、「どちらかといえば取り組むべき」という回答が全体の74%あり、一方で「取り組むべきではない」、「どちらかといえば取り組むべきではない」は3%で、残りの23%の方が「わからない」、「なんとも言えない」との回答だった。

・ 市議会水道事業広域化調査研究特別委員会の意見

12月定例会で任意協議会設立案について説明し、協議会を立上げ、課題に対してしっかりと検討を進めることや広域化への取組を市民の皆様の説明する必要があることなどの意見を頂いた。

今後の取組(案)



広域化への取組について一定の理解が得られたと判断し、さらに協議検討を進める。

上田長野地域水道事業広域化研究会 ⇒ **構成団体による任意協議会の設立**

※ 構成団体：長野県、長野市、上田市、千曲市、坂城町

※ 構成団体の任意協議会設立に向けた説明状況

上田市：令和5年12月18日市議会全員協議会・坂城町：令和6年1月19日町議会全員協議会 説明済

長野県：知事説明済、議会説明調整中、千曲市：令和6年2月市議会閉会中審査で説明予定

※ 市民説明会や市民アンケート等での課題については、任意協議会において検討する。

※ 広域化の取組について積極的に市民・企業に対し発信し、意見等を聴取する。

9 任意協議会の概要

■ 協議会の目的

上田長野地域（長野市、上田市、千曲市、坂城町）における水道事業の統合を目指し、水道企業団の設立に向けた協議検討を行う。

■ 構成団体

長野県・長野市・上田市・千曲市・坂城町

■ 構成員

構成団体の長又は構成団体の長が指示した者
協議事項の決定

■ 幹事会

構成団体における指定の職の者
協議会が指示する事項及び協議会に提案する事項について協議又は調整

■ 事務局

構成団体の職員（10人前後）

■ 事務局設置場所

上田市駅前ビル パレオ（予定）

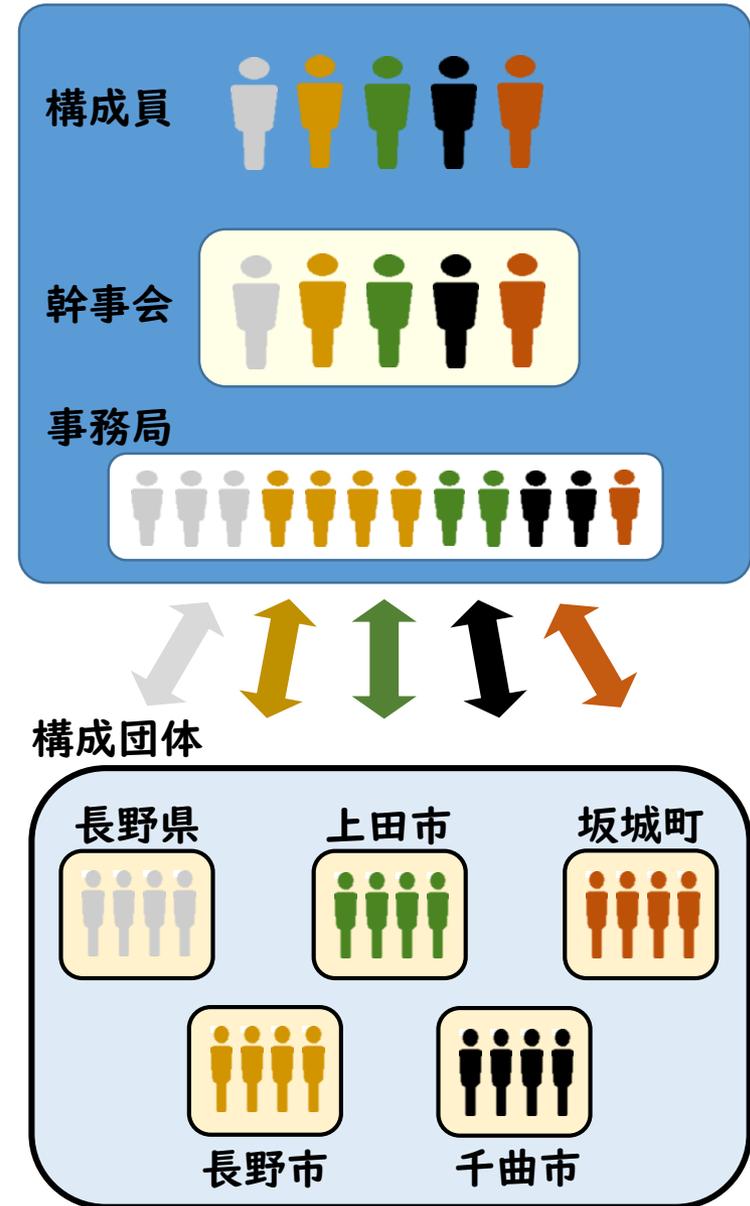
■ 協議事項

- (1) 広域水道企業団規約について
- (2) 広域的事業の運営計画（組織・職員体制、業務・財政運営、施設整備、情報システム整備 など）について
- (3) 広報広聴について

■ 費用負担

事務に要する費用は、構成団体が負担（給水人口割合）

任意協議会（案）



10 令和5年度の経過と今後の予定

月 日	内 容
令和5年8月20日～10月25日	市民説明会 20会場 178人
令和5年10月17日～10月31日	市民アンケート 6,000人 集計完了・詳細分析中
令和5年10月18日	第6回上田長野地域水道事業広域化研究会 開催
令和5年11月3日	水道の未来を考えるシンポジウム 151人 (主催：上田長野地域水道事業広域化研究会)
令和5年11月28日	部長会議（取組報告）
令和5年12月11日	長野市議会 水道事業広域化調査研究特別委員会 上下水道局取組(任意協議会設立)を説明
令和6年1月25日	部長会議（構成団体の一員として任意協議会を設立）
令和6年2月9日	市議会政策説明会（構成団体の一員として任意協議会を設立）
令和6年3月	長野市議会 水道事業広域化調査研究特別委員会 上下水道局取組の報告
令和6年4月以降	<u>任意協議会設立</u>

【参考資料】 11 広域化（事業統合）した場合の事業形態

事業統合する場合、地方公共団体がその事務の一部を共同処理するために設ける特別地方公共団体である一部事務組合を設立し、事業を運営する。
（地方自治法第284条）

地方公営企業の経営に関する事務を共同処理する一部事務組合を「企業団」という。（地方公営企業法第39条の2）

地方自治法では、一部事務組合の組織として、執行機関の組織及び組合の議会の組織を規約に定め必ず置くとしている。

・執行機関（地方自治法287条第1項6号）

一部事務組合のための意思決定を執行する機関。

執行機関には、企業長、委員会、委員、付属機関及び補助機関等がある。

企業長：公営企業の業務を執行する。

委員会：監査委員（必置）等

付属機関：審議会、審査会等

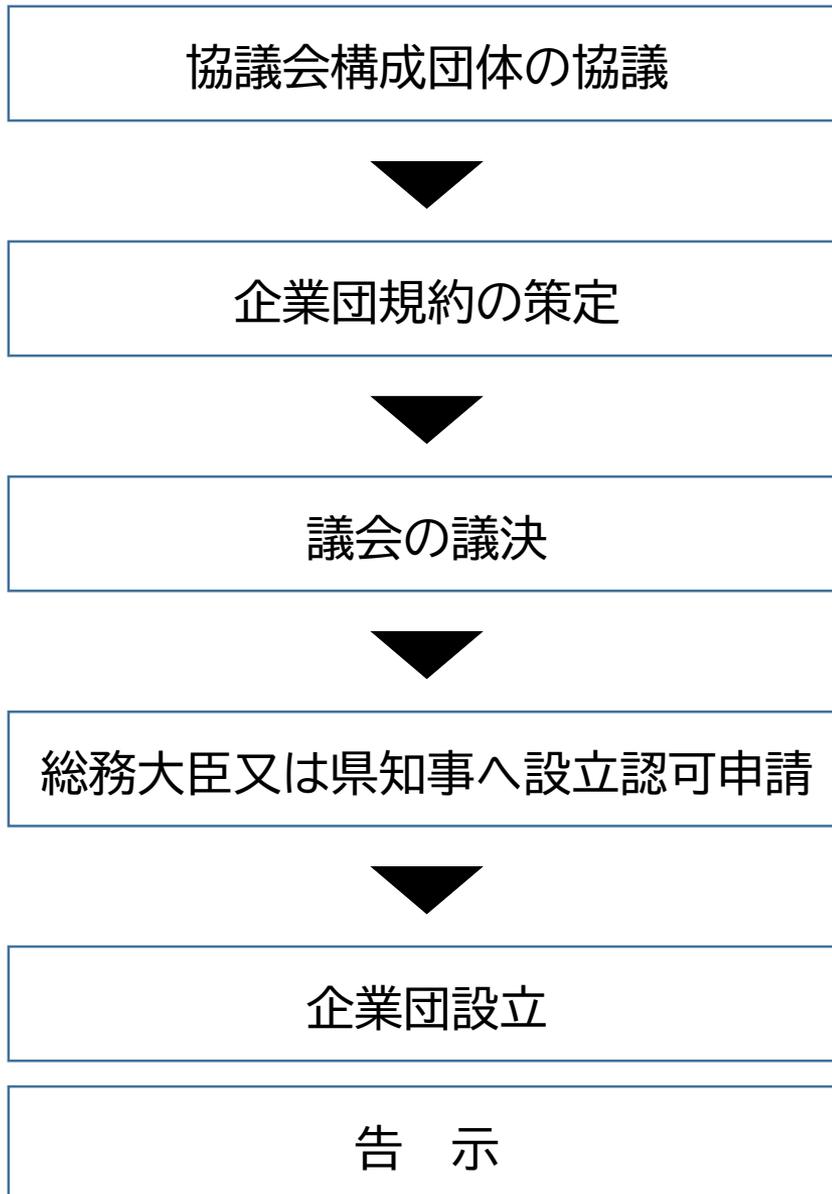
補助機関：副企業長、職員等

・組合の議会（地方自治法287条第1項5号）

一部事務組合の議会の組織及び議員の選挙の方法は規約で定める。

⇒組織体制及び運営方法については任意協議会で協議、決定します。

【参考資料】 12 広域化の決定手順（企業団[一部事務組合]の設置） 13



関係地方公共団体の協議により組合の規約を定める。

各関係地方公共団体の議会において、組合規約の議決を得る。
(地方自治法第290条)

県が加入する場合は総務大臣、その他のものは県知事の許可を受ける。
(地方自治法第284条第2項)

組合の成立とその規約の内容を告示する。